

関係各位

政府による緊急事態宣言（第3回）等を受けての対応について

令和3年4月25日

墨田区少年野球連盟

会長 坪木 敏夫

理事長 夏川 導雄

皆様におかれましては、日頃より連盟へのご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、去る4月23日、政府から適用期間を4月25日から5月11日までとする緊急事態宣言が発出されました。また同日、東京都知事から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」が発出されました。これらの内容を踏まえて、墨田区及び墨田区教育委員会の方針が4月24日発表されました。

これらの内容について、本連盟に関する部分を関係者の皆様にご説明致します。

1 東京都の発出について

運動施設の休業要請が出され、無観客化の要請が出された。不要不急の外出が禁止されているが、「屋外での運動」は不要不急の外出に入らないということが明示されている。

2 墨田区及び墨田区教育委員会の方針について

東京都の要請を受けて、下記の通り決定した。

- (1) 学校教育はこれまで通り維持する。
- (2) 学校の部活は、原則禁止とするが、例外として、競技団体が主催する大会において、①感染防止策を徹底すること、②参加生徒及び保護者の同意を得ること、③参加14日前からの経過観察を行うこと、を条件として、参加することができることとする。
- (3) 東京都要請を踏まえて、学校及びスポーツ施設は、貸出しを全面的に中止する。
- (4) 墨田区主催の区民体育大会は中止とする。

これらを受けて本連盟で協議した結果、緊急事態宣言（第3回）中 **（令和3年4月25日から同年5月11日まで）**の本連盟の対応について下記の通りお伝えしますので、各自徹底されますよう宜しくお願い致します。

記

- (1) 墨田区主催の区民体育大会をはじめ、**連盟主催行事は全て中止**とする。
- (2) **上記の趣旨から、練習試合等一切のチーム活動についても、中止とする。**また、今回の緊急事態宣言は、人流を抑制する趣旨のものであることから、**区外での練習**

試合等の一切のチーム活動を禁止とする。

(3) ただし、上部団体等が主催する大会が試合を続行する場合、①感染防止策を徹底すること、②参加生徒及び保護者の同意を得ること、③参加14日前からの経過観察を行うこと、を条件として、参加することができることとする。

以上